

第1章 はじめに

(1) 計画策定の背景と目的

新居浜市では、人口減少社会において地域の活力を維持・強化するために、コンパクトなまちづくりと連携して、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考えのもと、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）」に基づき、平成30年3月に「新居浜市地域公共交通網形成計画」を策定した。

これを受け、市民生活を支える基幹公共交通軸及び支線交通軸として位置づけた路線バスと、バス交通空白地をカバーし、基幹公共交通軸及び支線軸までをアクセスするデマンド交通を両輪として、公共交通の維持に努めてきたところである。

しかしながら新居浜市においても、近年の人口減少の本格化などを背景に公共交通の利用者は減少傾向が続いており、令和2（2020）年2月頃からの新型コロナウイルス感染拡大の影響は、市民の外出行動の抑制や生活様式の変化をもたらし、深刻な運転手不足も加わった交通事業者の厳しい経営状況は、さらなる公的負担の増加へとつながり、公共交通の維持、確保は厳しさを増している。

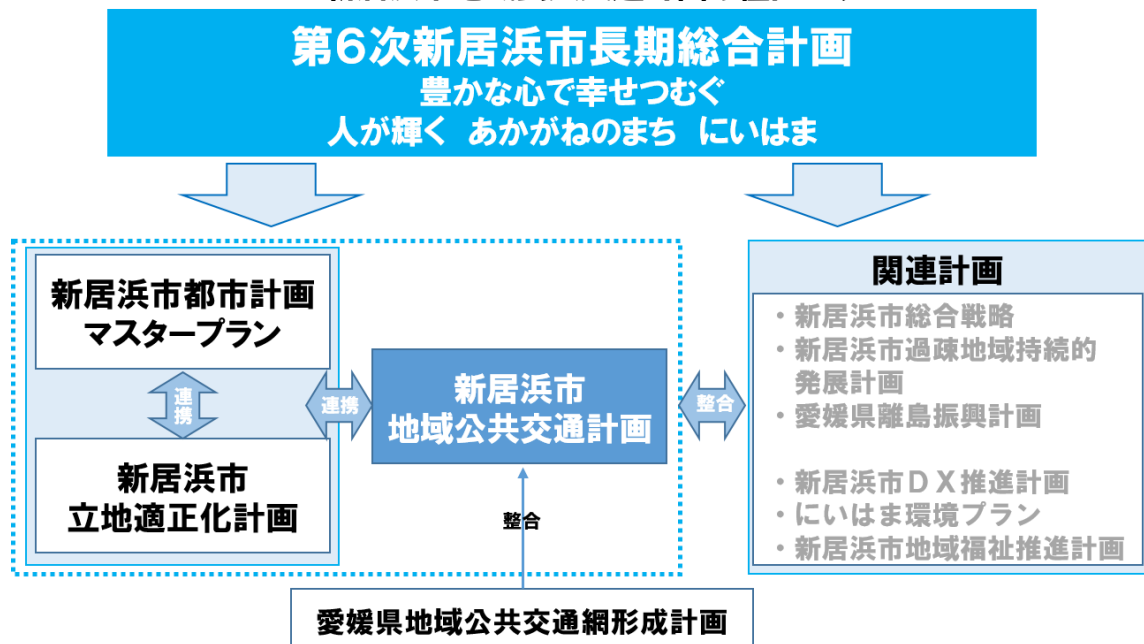
一方で、あらゆる世代の生活ニーズに応える公共交通の役割はますます大きくなり、将来にわたるコンパクトなまちづくりの推進とあわせ、地域の実情に応じた交通施策の展開や地域の輸送資源の総動員、他分野との共創、交通DXなどを推進していくことが重要となってくる。

これらのことから、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考えを引き継ぎながら、市民生活を支える持続可能な公共交通体系の構築に向け、「新居浜市地域公共交通網形成計画」の次期計画として、「新居浜市地域公共交通計画」を策定するものである。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、新居浜市の公共交通に関する考え方と施策をまとめたマスタープランであり、本市の最上位計画である「第6次新居浜市長期総合計画」や「新居浜市都市計画マスタープラン」、「新居浜市立地適正化計画」等と連携、整合を図りながら策定するものである。

■ 新居浜市地域公共交通計画の位置づけ



(3) 策定主体

新居浜市

(4) 計画の区域

新居浜市全域

(5) 計画の期間

令和6年度（2024年度）～令和10年度（2028年度）